

上三川町政70周年記念ロゴマーク取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上三川町政70周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークの権限)

第3条 ロゴマークの使用に関する一切の権限は、町に属する。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用する者は、事前に上三川町政70周年記念ロゴマーク使用届出書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 上三川町政70周年記念事業又は町が行う事業で使用する場合
- (2) 上三川町政70周年記念協賛事業取扱要領に基づき上三川町政70周年記念協賛事業の承認を受けた事業で使用する場合
- (3) 町内に存する学校、保育園等が教育又は保育の目的で使用する場合
- (4) 報道機関等が上三川町政70周年の報道又は広報のために使用する場合
- (5) 個人的に家庭内又はこれに準ずる限られた範囲内において使用する場合
- (6) その他、町長が届出を必要としないと認める場合

(使用期間)

第5条 ロゴマークを使用することができる期間は、町が届出を受理した日から令和8年3月31日までとする。

(遵守事項)

第6条 ロゴマークを使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 町が提供するものを使用し、デザインの改変等（縦横の比率や色の変更を含む。）をしないこと。
- (2) ロゴマークのイメージを損なう使用をしないこと。

(3) 商標登録、意匠登録等著作物等に関する自己の権利について新たに設定又は登録をしないこと。

(使用の中止)

第7条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに町が該当すると判断した場合、前条の規定にかかわらず、ロゴマークを使用する者は使用を中止しなければならない。この場合において、当該使用をした者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

(1) 本要綱に違反するもの

(2) 町の信用や品位を傷つけるもの又はそのおそれがあるもの

(3) 他者の財産、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの

(4) 他者に不利益若しくは損害を与えるもの又はそのおそれがあるもの

(5) 法令若しくは公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(6) 犯罪行為若しくは犯罪行為に結びつくもの又はそのおそれがあるもの

(7) 営業活動若しくは営利のみを目的とするもの又はその準備を目的とするもの

(8) 他者の名誉又は信用を毀損するもの

(9) 政治活動、選挙運動又は宗教的活動に関するもの

(10) 自己の商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用するもの

(11) その他町がロゴマークを使用させることが不相当と認めるもの

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年3月3日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別図（第2条関係）

カラー



モノクロ



モノクロ反転



別記様式第1号（第4条関係）

上三川町政70周年記念ロゴマーク使用届出書

令和 年 月 日

上三川町長 宛て

申請者

所在地又は住所

団体名・氏名

下記のとおり上三川町政70周年記念ロゴマークを使用したく申請します。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用期間

令和 年 月 日（ ）～ 令和 年 月 日（ ）

4 連絡先

5 添付書類 ※事業概要、イメージ図等